8　第一項の規定（第四号及び第五号を除く。）並びに第四項及び前項の規定は、ＡＴ準中型免許に係る技能教習について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

［略］		
第一項第六号	教習（別表第一第九号に掲げる事項に係る教習に限る。）	教習
	一時限	四時限（現にＡＴ普通免許を受けている者（現にＡＴ普通第二種免許を受けている者を除く。）に対する教習にあっては、一時限）
第一項第七号	中型免許（ＡＴ中型免許を除く。）、準中型免許（ＡＴ準中型免許を除く。）、中型第二種免許（ＡＴ中型第二種免許を除く。）又は普通第二種免許（ＡＴ普通第二種免許を除く。）を受けている者及び現に普通免許（ＡＴ普通免許を除く。）を受け、かつ、ＡＴ中型第二種免許又はＡＴ普通第二種免許を受けている者	ＡＴ普通免許を受けている者（現にＡＴ普通第二種免許を受けている者を除く。）
	一時限	四時限
	ＡＴ中型免許、ＡＴ準中型免許、ＡＴ中型第二種免許又はＡＴ普通第二種免許を受けている者（現にＡＴ中型第二種免許又はＡＴ普通第二種免許を受けている者にあっては、現に中型免許（ＡＴ中型免許を除く。）、準中型免許（ＡＴ準中型免許を除く。）又は普通免許（ＡＴ普通免許を除く。）を受けている者を除く。）	ＡＴ普通第二種免許を受けている者
	五時限	二時限
	時限数、現に普通免許（ＡＴ普通免許を除く。）を受けている者（現に中型免許（ＡＴ中型免許を除く。）、準中型免許（ＡＴ準中型免許を除く。）、中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者を除く。）に対する教習にあっては三時限（運転シミュレーターによる教習を行う場合に	時限数

7　第一項の規定（第四号及び第五号を除く。）並びに第三項及び前項の規定は、ＡＴ準中型免許に係る技能教習について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

［同上］		
第一項第六号	一時限	四時限（現にＡＴ普通免許を受けている者（現にＡＴ普通第二種免許を受けている者を除く。）に対する教習にあっては、一時限）
	三時限	七時限
第一項第七号	中型免許、準中型免許、中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者	ＡＴ普通免許を受けている者（現にＡＴ普通第二種免許を受けている者を除く。）
	教習にあっては、一時限	教習にあっては四時限
	一時限に	四時限に
	減じた時限数）	減じた時限数、現にＡＴ普通第二種免許を受けている者に対する教習にあっては二時限（運転シミュレーターによる教習を行う場合にあっては、二時限に当該教習に係る時限数を加えた時限数）を減じた時限数）